

## 教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和7年11月教育委員会定例会
3 概 要	<p><b>1 開催日時</b> 令和7年11月25日（火曜日）午後1時25分～午後2時10分</p> <p><b>2 開催場所</b> 守谷市役所 庁議室</p> <p><b>3 教育長及び各委員の出欠状況</b> 5名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、辺見芳宏委員、石丸美紀委員）</p> <p><b>4 説明のための職員出席者等（職員数7名）</b> 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 藤沼 重信 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p><b>5 傍聴人</b> なし</p> <p><b>6 議題</b></p> <p><b>【議決事項】</b> (議決) (1) 議案第58号 守谷市教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱の制定について (2) 議案第59号 守谷市文化・地域交流スペース管理規則の制定について (3) 議案第60号 守谷市教育行政視察受入れに伴う費用徴収等に関する要綱の制定について (4) 議案第61号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和7年度守谷市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会所管分））</p> <p><b>【協議事項】</b> なし</p> <p><b>【報告事項】</b> なし</p> <p><b>【その他】</b> なし</p>

4 今後の状況	次回の定例教育委員会は、令和7年12月25日（木曜日）午後1時30分から開催予定
---------	------------------------------------------

# 令和7年11月教育委員会定例会

## 会議資料

日時 令和7年11月25日（火）

午後1時30分から

場所 守谷市役所 庁議室

# 令和7年11月教育委員会定例会 会議次第

日 時 令和7年11月25日 (火)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

## 1 開 会

## 2 会議録署名人指名

## 3 議決事項

議案第 58号 守谷市教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱の制定について

議案第 59号 守谷市文化・地域交流スペース管理規則の制定について

議案第 60号 守谷市教育行政視察受入れに伴う費用徴収等に関する要綱の制定について

議案第 61号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について(令和7年度守谷市一般会計補正予算(第3号)(教育委員会所管分))

## 4 協議事項

無し

## 5 報告事項

無し

## 6 その他

## 議案第58号

### 守谷市教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱の制定について

守谷市教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和7年11月 日原案 決

#### 提案理由

守谷市教育委員会教育長交際費について、必要な事項を定め、教育行政の円滑な運営と透明性を図ることを目的に要綱制定するものです。

議案	頁数
58号	1

## 守谷市教育委員会告示第 号

守谷市教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱を次のように定める。

令和7年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈 輜 正

### 守谷市教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱 (目的)

第1条 この告示は、教育行政の円滑な運営を図るため、守谷市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が教育委員会の代表として外部との交際のために支出する経費（以下「交際費」という。）について、種類、支出対象及び公表等に関して必要な事項を定め、教育行政の透明性を図ることを目的とする。

#### (種類及び支出対象)

第2条 交際費の種類及び支出対象は、次の表に定めるものとする。

種類	支出対象
慶祝	ア 広く市民や児童生徒を対象とした文化及びスポーツの行事 、記念式典、祝賀会及び壮行会等の祝金等 イ 地域市民が主催する各種行事等の祝金等
懇談会費	教育行政に関する懇談会及び会合等であって、会費を必要とするものに参加するための参加費
弔慰	ア 茨城県選出の国会議員及び県議会議員並びにその配偶者、一親等の親族及び同居の祖父母（以下「親族」という。）に対する香料等 イ 守谷市特別職の者及びその親族に対する香料等 ウ 守谷市教育委員会委員の者、市内小中学校の校長及び副校長並びにその親族に対する香料等 エ 茨城県及び守谷市近隣自治体の教育委員会教育長並びにその親族に対する香料等 オ 守谷市の教育行政に貢献があった者に対する香料等であつて、教育長が特に必要と認めたもの
協賛	各種団体の活動の趣旨及び目的に賛同できるものに対する協賛金等
謝礼	先進地視察等で教育行政運営上必要と認められる場合の土産

議案	頁数
58号	2

	代等
見舞	病気等の見舞及び罹災見舞で教育長が特に必要と認めたもの

- 2 前項に定めるものの支出内容及び金額は、別表第1の額を基準とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育行政の運営上、教育長が特に必要と認めた場合は、別表第1の額を超えて、交際費を支出することができる。
- 4 前項の場合において、支出区分が慶祝又は懇談会費であるものについては、10,000円を限度とする。ただし、他の自治体との均衡を図る必要がある場合は、各自治体と調整のうえ決定するものとする。

(支出内容の公表)

第3条 この告示に基づく交際費の支出区分、支出額等については、守谷市のホームページで公表するものとする。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、教育行政の運営上、教育長が特に必要と認めた交際費については、支出することができるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

交際費の支出基準額表

種類	対象	金額	備考
慶祝	各種式典	5,000円	
	総会	5,000円	
	スポーツ、文化等の各種行事	5,000円	官公庁主催において支出するものは除く。
	賀詞交歓会、新年会	5,000円	
懇談会費	懇談会及び会合等で、会費を必要とするものの参加費	5,000円	
弔慰	茨城県選出の国會議員、県議会議員	本人 5,000円	生花料等の支出が必要であると教育長が判断した場合には、社会通念上妥当と認められる範囲において、別に支出することができる。
		親族 5,000円	
	市議会議員、市長、副市長	本人 5,000円	
		親族 5,000円	
	教育委員、市立小中学校長、副校長	本人 5,000円	
		親族 5,000円	
	茨城県教育委員会教育長	本人 5,000円	
		親族 5,000円	
	守谷市近隣自治体の教育委員会教育長 (取手市、つくばみらい市、常総市、坂東市、利根町)	本人 5,000円	
		親族 5,000円	
	教育関係の非常勤特別職の者	本人 5,000円	
		親族 5,000円	
	元職の市長、副市長、教育長	本人 5,000円	
		親族 5,000円	
	元職の教育委員、市立小中学校長、副校長	本人 5,000円	
	市立小中学校に勤務する教員	本人 5,000円	

	教育行政に貢献が あつた者で、教育長 が特に必要と認めた 者	本人	5, 000円	
協賛	各種団体等の活動への協賛		3, 000円	
謝礼	先進地視察等での土産代	相当額		内容に応じて、その都度 検討のうえ決定
病気等の 見舞	市議会議員、市長、 副市長	本人	5, 000円	
		配偶者	5, 000円	
	教育委員、市立小中 学校長、副校长、元 職の市長、副市長、 教育長	本人	5, 000円	
	教育行政に貢献が あつた者で、教育長 が特に必要と認めた 者	本人	5, 000円	
罹災見舞	該当者	本人	相当額	罹災の状況等を考慮のう え、その都度決定

議案第 59 号

守谷市文化・地域交流スペース管理規則の制定について

守谷市文化・地域交流スペース管理規則を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 25 日 提 出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和 7 年 11 月 日原案 決

提案理由

本案は、市民の生涯にわたる学習活動の推進及び芸術文化の振興並びに市民相互の交流の促進を図るため、守谷市立高野小学校の一部を転用し開設する「守谷市文化・地域交流スペース」の管理に関し、規則を制定するもので

議案	頁数
59号	1

守谷市文化・地域交流スペース管理規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

### 守谷市文化・地域交流スペース管理規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例（令和7年守谷市条例第26号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、守谷市文化・地域交流スペース（以下「交流スペース」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (休館日)

第2条 交流スペースの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は、その日後においてその日に最も近い祝日でない日）

(2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

2 教育長は、特に必要があると認めるときは、臨時休館日及び臨時開館日を定めることができる。

#### (使用の時間)

第3条 交流スペースの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

#### (使用の申請)

第4条 交流スペースの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、守谷市文化・地域交流スペース使用申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が別に指定する方法により申請を行うときは、当該方法による申請をもって使用申請書の提出があったものとみなす。

2 前項の使用申請書は、使用予定日の2箇月前から5日前（その日が守谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項に定める休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに提出しなければならない。ただし、教育長が施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

#### (使用許可及び使用料)

第5条 教育長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、条例第1

議案	頁数
59号	2

1条第2項に規定する使用料の納入を確認した上で、守谷市文化・地域交流スペース使用許可書兼領収書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 使用料の支払いにおける手数料は、申請者の負担とする。

（使用許可の変更又は取消し）

第6条 申請者は、前条第1項に規定する使用許可に係る事項を変更又は取消ししようとするときは、教育長に申し出て許可を得なければならない。

2 前項の申出の期間は、第4条第2項の規定を準用する。

（使用料の免除）

第7条 条例第12条の規定により使用料を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

（1）茨城県又は市が主催する事業に使用する場合

（2）学校等が教育活動に使用する場合

（3）けやき台中学校の通学区域内に住所を有する者が使用する場合（条例第4条第1号に掲げる地域交流スペース（次号において単に「地域交流スペース」という。）の使用に限る。）

（4）けやき台中学校の通学区域内に在する事務所又は事業所に勤務する者が使用する場合（地域交流スペースの使用に限る。）

（5）市の行政活動を補完する団体が使用する場合

（6）社会福祉団体又は障がい者の団体が、その目的のために使用する場合

（7）その他教育長が特に必要と認めたとき。

2 使用料の免除を受けようとする者は、守谷市文化・地域交流スペース使用料免除申請書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の申請を受けたときは、その適否を決定し、守谷市文化・地域交流スペース使用料免除決定通知書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

（使用料の返還）

第8条 条例第12条の規定により使用料を返還することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

（1）非常災害その他使用者の責めに帰すことのできない理由により施設を使用できなくなった場合

（2）使用日の15日前までに、第6条の規定により変更又は取消しの許可を得た場合

（3）条例第10条の規定により、使用の許可を取り消された場合

2 使用料の返還を受けようとする者は、守谷市文化・地域交流スペース使用料返還申請書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が別に指定する方法により返還申請を行うときは、当該方法による申請をもって返還申請書の提出があつたものとみなす。

- 3 教育長は、前項の申請を受けたときは、その適否を決定し、守谷市文化・地域交流スペース使用料返還決定通知書（様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。ただし、教育長が当該通知書の通知が不要と認めたときは、通知書の交付は省略することができる。
- 4 申請者は、第5条第2項の規定により負担した手数料は、返還の請求をすることができない。

（遵守事項）

第9条 使用者その他交流スペースを使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく広告物の掲示、配布及び看板、立札の設置並びにこれらに類する行為をしないこと。
- (2) 敷地内において、喫煙及び火気の使用をしないこと。
- (3) 許可を受けていない施設を使用しないこと。
- (4) 許可なく物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障がある行為をしないこと。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、交流スペースの管理に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
（準備行為）
- 2 この規則による施設の使用に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号(第4条関係)

守谷市文化・地域交流スペース使用申請書

申請番号				年月日	
守谷市教育委員会 教育長 宛て					
申請者	住所				
氏名又は団体の名称					
代表者 氏名					
電話					
使用者	住所				
氏名					
電話					
守谷市文化・地域交流スペースの使用を、次のとおり申請します。					
催事区分					
催事詳細					
使用内容					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	使 用 目 的		基 本 料
			営利／非営利	使用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料(最高額)				加算額	
公益／収益				減額	
				使 用 料	

様式第2号(第5条関係)

守谷市文化・地域交流スペース使用許可書兼領収書

申請番号				年月日	
申請者住所 氏名又は団体の名称 代表者氏名					
使用責任者住所 氏名					
守谷市教育委員会 教育長					
守谷市文化・地域交流スペースの使用を、次のとおり許可します。					
催事区分					
催事詳細					
使用内容					
使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利／非営利	使用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料(最高額)				加算額	
公益／収益				減額	
				使用料	

領取済日付印

議案	頁数
59号	6

様式第3号(第7条関係)

守谷市文化・地域交流スペース使用料免除申請書

申請番号	年月日				
守谷市教育委員会 教育長 宛て					
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者 氏名					
電話					
使用責任者 住所					
氏名					
電話					
守谷市文化・地域交流スペースの使用料の減額・免除を次のとおり申請します。					
使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減額		
			加算額		
			使用料		

様式第4号(第7条関係)

守谷市文化・地域交流スペース使用料免除決定通知書

申請番号					年月日
申請者住所 氏名又は団体の名称 代表者氏名					
使用責任者住所 氏名					
守谷市教育委員会 教育長 守谷市文化・地域交流スペースの使用料の減額・免除を次のとおり許可します。					
使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減額		
			加算額		
			使用料		

議案	頁数
59号	8

様式第5号(第8条関係)

守谷市文化・地域交流スペース使用料返還申請書

申請番号	年月日			
守谷市教育委員会 教育長宛て				
申請者住所				
氏名又は団体の名称 代表者 氏名 電話				
使用責任者	住 所			
氏 名 電 話				
守谷市文化・地域交流スペースの使用料の返還を申請します。				
使用年月日	使用時間	使用部屋	申請理由	使用料
返還申請理由				
使用許可年月日	返還申請額			

議案	頁数
59号	9

## 様式第6号(第8条関係)

## 守谷市文化・地域交流スペース使用料返還決定通知書

申請番号		年月日
申請者住所		
氏名又は団体の名称		
代表者氏名		
使用責任者住所		
氏名		

守谷市教育委員会  
教育長

守谷市文化・地域交流スペースの使用料の返還を次のとおり承認します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	返還理由	使用料

返還申請理由

使用許可年月日		返還申請額	
返還額			
充当額			
返金額			

## 議案第60号

守谷市教育行政視察受入れに伴う費用徴収等に関する要綱の制定について

守谷市教育行政視察受入れに伴う費用徴収等に関する要綱を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和7月 月 日原案 決

### 提案理由

本案は、教育委員会及び小中学校の視察を受け入れるにあたり、視察対応にあたる職員の人事費等の経費として費用を徴収するため、必要な事項を定めるものです。

議案	頁数
60号	1

# 守谷市教育委員会告示第 号

守谷市教育行政視察受入れに伴う費用徴収等に関する要綱を次のように定める。

令和7年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈幡 正

## 守谷市教育行政視察受入れに伴う費用徴収等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会及び守谷市立小中学校等の視察（以下「視察」という。）を受け入れ、教育委員会事務局が教育改革の紹介、学校の案内及び資料提供等の対応を行う際の費用を徴収することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (庶務)

第2条 視察の受入れ及びそれに係る費用の徴収に関する庶務は、当該視察の目的事項を所管する教育委員会事務局内の課等（以下「所管課」という。）において行う。

### (視察の受入れ)

第3条 視察の日程は、6月から翌年1月までの期間内におけるいづれかの開庁日（守谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条に規定する市の休日以外の日をいう。）とし、当該開庁日の午前9時から午後4時までの間で90分間を標準所要時間として、所管課と調整するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、所管課において必要と認める場合には、視察を希望する者（以下「視察者」という。）との間で、公務に支障のない範囲で日程を調整できるものとする。

### (視察の申込み)

第4条 視察者は、前条の規定により事前に所管課と調整した日程のおおむね1箇月前までに、市が指定するインターネット上の視察予約WEBサイト（以下「視察予約サイト」という。）により申し込まなければならない。

### (費用の額)

第5条 視察対応にあたる職員の人工費及び燃料費等の経費として徴収する費用の額（以下「視察費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 視察者が守谷市内の宿泊施設に宿泊することを確認できる場合には、視察費の2分の1に相当する額を減免することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者で構成される団体の視察に係る

議案	頁数
60号	2

視察費は、徴収しないものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に通学する者
- (2) 国又は茨城県内の地方公共団体の職員
- (3) 国若しくは茨城県内又は友好都市の地方公共団体の議員
- (4) 報道関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める者  
(費用徴収の方法)

第6条 前条に規定する視察費については、視察の終了後、視察予約サイト（代行事業者）を介して徴収する。

2 視察者は、視察予約サイトで発行する請求書を受理後、速やかに視察費を納付しなければならない。

3 視察費は、原則、返還しないこととする。

4 災害等によるやむを得ない理由があり視察を取り消す場合その他教育長が認めるときは、視察費を徴収しないものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、公示の日前に視察を申し込んだ団体は対象外とする。

別表（第6条関係）

種別	内訳	金額
基本額	標準所要時間	25,000円
加算額	視察時間による加算	標準所要時間を超える視察対応の場合、1団体につき10,000円

## 議案第61号

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について  
(令和7年度守谷市一般会計補正予算(第3号)(教育委員会所管分))

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、原案のとおり承認する。

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1 令和7年度守谷市一般会計補正予算(第3号) 教育委員会所管分 |     |
| (1) 繰越明許費                        | P 2 |
| (2) 債務負担行為                       | P 3 |
| (3) 歳出予算                         | P 4 |

令和7年11月25日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和7年11月 日 認

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、議会に議決を経るべき教育に関する事務の議案について市長から意見を求められたことに伴い、守谷市教育委員会事務委任規則(平成3年教育委員会規則第3号)第2条第1項第4号の規定により教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出するものです。

議案	頁数
61号	1